

北方領土問題の歴史と諸権利 (2)

高井 晋 (笹川平和財団特別研究員)

はじめに

- 1 領土主権と国家領域
- 2 北方領土問題の歴史 (以上、前号)
- 3 第2次世界大戦前後の国際的文書 (以下本号)
- 4 戦後の日露交渉史 (以下次号)
- 5 北方領土に関わる諸権利

おわりに

3 第2次世界大戦前後の国際的文書

(1) 南樺太の戦後処理と開拓事業

① 国境線の画定

日本は、ポーツマス講和条約で南部樺太を戦時割譲したが、当初は、大国ロシアとの戦争で兵力の分散を回避する必要上、戦場を樺太島まで拡大する意図はなかった。しかし日本は、バルチック艦隊を日本海海戦で破り旅順総攻撃が開始される頃、戦争の推移が日本優位に傾いてきたため、講和の商議における交渉を有利に運ぶため樺太作戦の決行を決断した。

1905年5月1日、新設された第13師団の各部隊が弘前と敦賀に集結を開始し、6月17日に天皇の裁可が下り、翌18日には出動命令が下された¹。ロシアの極東のはずれの樺太島に駐屯する守備隊は脆弱だった。第13師団は7月4日に大湊港を出港し、早くも7月9日には樺太南部の大泊（ロシア名コルサコフ）を占領し、12日にはウラジミロフカ付近の密林でロシア軍を撃破して200余人を捕虜にした。13師団の圧倒的な勢いに氣勢をそがれたロシア軍司令官のアルツィシェフスキー大佐は、16日に降伏交渉²を申し出、ロシア軍長官のリュブノフ中將は、7月31日に降伏勧告を受け入れた³。

樺太を占領した日本軍は、1905年8月1日から軍政を開始し行政権、立法権、司法権を掌握していたが、8月23日に民政署が設置されこれを引き継いだ。両国は、米国の仲介によりポーツマスで講和の商議を行い、1905年9月5日にポーツマス講和条約を締結したことは前述した。日本は、当初こそ樺太経営について確たる政策をもっていなかったが、同条約の発効とともに、対処すべきいくつかの懸案事項、すなわち国境線の画定、ロシア住民の処遇、樺太農業開発等の問題が生じた。

¹ アジア歴史資料センター編「樺太作戦」、「日露戦争特別展Ⅱ」1頁。

(https://www.jacar.go.jp/nichiro2/sensoushi/rikujou10_detail.html)

² 日本軍がロシア軍に送付した「欽降書」における降伏条件は、①陸海軍人と軍属は全て捕虜とする、②武器、弾薬、食料その他軍必需品は日本軍に引き渡す、③各地の義勇兵に対してアルツィシェフスキー大佐が降伏を命ずる、④将校には帯剣を許す、の4条件であった（同論文、4頁）。

³ 同論文、2頁。

国境線の画定については、北緯 50 度以南の樺太島が日本領となったため、日露間で国境画定会議が 1906 年 11 月に 4 回開催され、最終的に国境碑を設置することが決定された。この会議に先立ち、測量方法、境界標石の表示方法、作図の確認方法など、国境を定めるための会議が 1906 年 6 月から数回にわたり行われ。結局、国境碑の頭部の線を北緯 50 度とし、日本側に菊の紋章とロシア側にロシア帝国の国章を刻印することが決定された⁴。

樺太日露国境第 2 天測境界標



根室市歴史と自然の資料館

(<http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikushiryokan/siryokann/1/676.html>)

人跡未踏の密林を踏み分け困難を極めた国境線測量は、ロシア軍より遥かに高度の測量技術を有する日本軍が主として行い、1907 年 9 月、北緯 50 度線上に 7~10km 間隔で 4 基の天測境界標と 17 基の標石が建設された。日本史上最初で最後の陸上国境線に設置された標識であった⁵。

② 戦争捕虜と樺太島残留ロシア人の処遇

日本は、南樺太の統治権を行使するに当たり、南部樺太に居住していたロシア人の住民と戦争捕虜の処遇の問題があった。ロシアは、1868 年 5 月、正式にロシア最果ての地の樺太島を囚人による植民を決定した⁶が、その後、樺太に送り込まれた囚人⁷と夫の後を追っ

⁴ 樺太の日露国境画定については、上西勝也「史跡と標石で辿る日本の測量史」(<http://uenishi.on.coocan.jp/j870karafuto.html>) を参照。

⁵ 同上。

⁶ 天野尚樹「サハリン流刑植民地のイメージと実態—偏見と適応—」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『境界研究』(2010 年) 120 頁。

⁷ 当時のロシア流刑囚は、流刑苦役囚、流刑入植囚、流刑上がり農民に分類されてた。流刑苦役囚は、純然たる囚人であり、刑罰としての労役に服することになる。苦役囚としての刑期を終えると流刑入植囚に編入され、島内の特定された入植地で住居を構えて農業等に従事することになる。流刑入植囚は、2~3 年

て自主的に樺太島へ渡ったその家族、そしてそれ以前と以降に農業等に従事するために自主的に入植した自由入植者などの取扱いの問題が生じた。ポーツマス講和条約は、第10条で南樺太の住民に関する規定があり、不動産を売却して本国に引き揚げるか、あるいは日本の法律に従うことを条件に樺太残留を認め、職業や財産を保護するとしていたからである。因みに、第10条の規定は以下の通りである。

日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハ其ノ不動産ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス但しこの露西亞國民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國の法律及管轄權ニ服従スルコトヲ条件トシテ完全に其ノ職業ニ従事シ且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラレルヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上の權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財産權カ完全ニ尊重セラレヘキコトヲ約ス

ロシアの文豪 A. チューホフは、30歳になった1890年4月にモスクワから馬車を乗り継いで樺太島へ渡り、約3か月に亘って住民の実情を隈なく調査した。チューホフが地獄のようだの評した樺太島には、1891年1月1日の時点で流刑囚16000人が住んでいたと言われており、チューホフは、約1万人の徒刑囚と移住民に直接面接し、カードを作成した⁸。また、同時点での樺太島内総人口は34,368人（うち流刑囚23,062人）で、そのうち女性の数は7,891人（うち流刑囚2,514人）という⁹。また別の資料によれば、日露戦争開始時における樺太島の人口は、先住民4,000人を含めて約4万人であったという¹⁰。

樺太島の住民の多くは日露戦争中に本国へ引き揚げたが、ポーツマス講和条約の締結時には、未だ8,000人ほどが残留していた。戦争中から戦後にかけての住民の島外退去は、①自力による大陸への脱出、②日本軍輸送船によるデカストリー方面への移送、③日本軍輸送船による日本国内への移送の方法があった。当時6人いた政治流刑囚は自由が与えられ、島外退去を出願した非軍人・非戦闘員の住民に対しては、自費渡航者にのみ日本入域を許可し、それ以外はタタール海峡対岸の大陸へ移送した¹¹。

日本経由による本国送還を希望したのは、文官、その家族、行き場のない孤児、日本軍に解放された政治流刑囚などで、1905年7月24日から9月9日までに捕虜となった将校

経過後、国庫からの食糧供給がなくなるため、完全に自活しなければならなかった。（同論文、117～118頁。）

⁸ チューホフによる樺太島住民調査については、サヴェリエワ E.И.（望月恒子訳）「チューホフのサハリン島住民調査資料の学術的刊行」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『日本とロシアの研究者の目から見るサハリン・樺太の歴史（I）』（『21世紀COEプログラム研究報告集』No. 11、2006年）を参照。因みに、戯曲『桜の園』の作者 A. チューホフは、モスクワへ帰った後1895年にかけて道中記録を『シベリアの旅』、調査結果を『サハリン島』として発表している。『サハリン島』には樺太島の暗い側面が印象的な筆致で数多く書き込まれている（天野前掲論文、116頁）。

⁹ 天野前掲論文、135頁。

¹⁰ 原暉之「日本におけるサハリン島民、1905年」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『サハリン・樺太の歴史（I）』前掲書、47頁。

¹¹ 同論文、49～50頁。

106人と下士官・兵士6,015人、および非軍人・非戦闘員が1,685人で、合計7,782人の住民が青森港へ上陸した¹²。青森に上陸した捕虜の将校は、仙台、弘前、秋田、山形に移送され、下士官・兵士は、当初習志野に次いで名古屋、浜寺、大津の収容所に移送された。非軍人・非戦闘員の住民は、一部の例外を除き、横浜でフランス領事に引き渡された。かくして、ポーツマス講和条約第13条に基づく捕虜の本国送還は、1905年11月12日に開始され、翌年2月19日までに完了した¹³。

日本軍は、国際法を遵守して日露戦争を戦ったため、ヨーロッパのキリスト教国から「東洋の君子国」と称賛されたことは周知のことである。日本は、捕虜の処遇を始め非戦闘員の取扱いにおいても国際法に基づいて適切な措置をとった。この点、第2次世界大戦前後に日本軍捕虜を酷使し多くを死に至らしめたスターリンの捕虜処遇とは雲泥の差であった。

③ 南樺太の開拓と引き揚げ

日本は、北緯50度以南の樺太島を領有することになったことから、1907年4月1日に樺太庁を設置し、当時、漁業、林業、農業などの第1次産業が主体の樺太を本格的に開拓する任務を付与した¹⁴。樺太庁は、設立間もなく道路と鉄道を敷設し、産業企業、炭鉱その他の鉱山開発、通信システムの建設を推進した。換言すると、南部樺太の各地に産業を興し、都市建設を進めていき、炭鉱の開発が活発化に伴い各地に炭鉱の町が形成され、稚内と大泊間の航路が開設されて以来、樺太の人口が急増した。

南樺太の開拓事業が樺太庁へ移管された後の1909年、輸送力の増強を図るために、当時、帝国陸軍が軍需輸送のために建設した軍用軽便鉄道の軌間600ミリを1,067ミリへ改軌工事を行った。これ以後、樺太の鉄道は、各地域に点在する民営鉄道や軌道を除き、樺太庁が運営する国有鉄道となり、1918年4月に樺太庁鉄道事務所が設置され、1943年4月には樺太庁の鉄道が鉄道省に移管されて樺太鉄道局が設置された¹⁵。

また樺太庁は、樺太移住民に対する教育にも重点を置き、日本の国民教育システムが導入されていた。1907年には、樺太庁管内の官立初等学校は3校（学級数23、教員数14人、生徒数1287人）、私立初等学校は5校（学級数5、教員数5人、生徒数155人）を数えた¹⁶。1920年には、6年制128校、8年制6校で合わせて134校、学級数54、教員数214人、生徒数8686人の公立初等学校があり、その他に6年生1校、8年制3校で合わせて4

¹² 同論文、47～48頁。

¹³ 同論文、53～54頁。

¹⁴ 樺太島経営は陸軍大臣寺内正毅と内務大臣原敬が主導して行われたが、二人の対立と妥協については、楊素霞「日露戦争後における植民地経営と樺太統治機構の成立—日本政府内部の議論から見る—」、立命館大学社会システム研究所編『社会システム研究』第32号（2016年3月）を参照。

¹⁵ 一般社団法人全国樺太連盟編『樺太のQ&A』（http://kabaren.org/karafuto_q-a/）

¹⁶ スコバチN.P.「北サハリンと樺太における国民教育の状況の比較（1905～1925）」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『サハリン・樺太の歴史（I）』前掲書、118頁。

校、学級数 54、教員 53 人、生徒数 3785 人の庁立初等学校があった¹⁷ように、樺太の人口は、急速に増加した。これは、樺太開発に向けて長期かつ本格的に取り組む日本の政策意図を反映したものであった。

樺太全体の人口

年次	総数	男性	女性
明治 39(1906)年	12,361	8,042	4,319
大正元(1912)年	42,138	23,903	18,235
大正 5(1916)年	66,280	37,240	29,040
大正 10(1921)年	103,630	59,136	44,494
昭和元(1926)年	203,573	117,269	89,304
昭和 6(1931)年	287,377	161,767	125,610
昭和 8(1933)年	300,298	167,024	133,274
昭和 10(1935)年	331,943	186,225	145,718
昭和 12(1937)年	326,946	176,149	150,797

稚内市HP (<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/saharin/profile/karafuto-pop.html>)

樺太庁の努力の結果、移住者数が増加し開拓も順調に推移したが、第2次世界大戦後、日本の敗戦に伴って本土への引き上げを余儀なくされた。人口が最も多かった時期の南樺太には 30 万人強の人々が暮らしていた。他方、終戦時に北方四島に住んでいた人は 3,124 世帯 17,291 人で、このうち漁業従事者が一番多く、その他公務員、商業、鉱工業、運送業などが人々の主な職業に従事していた¹⁸。第2次世界大戦の敗戦により、これらの南樺太と千島列島の住民は、日本本土への引き揚げを強要された。北方四島の住民約 17,000 人のほぼ半数は自力で脱出した¹⁹。

第2次世界大戦終戦時には、朝鮮半島、中国、南樺太、千島列島など海外で生活していた日本の軍人や非戦闘員の総数は約 660 万人と言われ、戦後政府の重要な政策課題は、その速やかな引き揚げであった。引き揚げ当初は、陸・海軍省と内務省管理局が担当したが、1945 年 10 月以降は、厚生省が引き揚げに関する中央責任官庁に指定された。他方、引き揚げ者の受け入れ施設は、地方引き揚げ援護局といい、樺太・千島地区からの引き揚げ者が本格的に開始されるのは、函館援護局が設置されて 1 年後の 1946 年 12 月からであった²⁰。

¹⁷ 同上、120 頁。

¹⁸ 独立行政法人北方領土問題対策協会 HP (<https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island3/>)

¹⁹ 千島歯舞諸島居住者連盟「引き揚げ当時の状況」(<http://www.chishima.or.jp/info.htm>) を参照。

²⁰ 樺太・千島からの引き揚げについては、函館市史デジタル版（通説編第 4 巻第 6 編戦後の函館の歩

終戦後、ソ連領のサハリン州となった樺太からの邦人の引き揚げは1959年まで行われ、他方、様々な理由により樺太に残らざるを得なくなった多くの日本人、とりわけ朝鮮半島出身者の存在があった。1946年12月に米ソ間に交わされた「ソ連地区引揚げ米ソ協定」は、引き揚げ者の対象が、①日本人捕虜、②一般日本人、③北朝鮮へ引き揚げを希望する朝鮮半島出身日本人のうち、北緯38度以北に居住し且つ同地域で出生したものと限定した。朝鮮半島出身日本人の多くが38度以南（韓国）出身者であり、且つ、終戦後に日本国籍を取得できなかったため、引き揚げ対象とならずに放置されてしまった²¹。

北方4島からの強制引き揚げは、ソ連側の方針で1947年7月から1949年7月下旬にかけて実施された。旧島民は、先ず舢舨で沖合に停泊しているソ連船に非人道的な方法で積み込まれ、樺太の真岡に移送された。自己所有の家屋や船舶はもとより、厳しい所持品検査により、財産のほとんどを放棄させられた²²。

(2) 第2次世界大戦前後の国際文書

北方領土に関する日ソ間の交渉が進捗しないのは、前述したように、国際的文書の解釈の相違に起因する。以下は、第2次世界大戦前後の北方領土関連の国際的文書及び宣言等である。

① 第2次世界大戦前の国際文書

日ソ関係基本的法則条約 ロシアは、1917年のレーニン等が指導した社会主義革命により、ソヴィエト社会主義共和国連邦（以下ソ連）となった。ソ連は、ロシア帝政時代に締結していた諸条約の見直しを行った結果、日ソ両国は「日ソ関係の基本的法則に関する条約」を締結し、「ポーツマス条約」が完全に効力を存続し続けることを約束するとともに、1917年以前に日本との間で締結された諸条約を改廃しないことを約した²³。換言すると、ソ連は、1875年の樺太千島交換条約で平時割譲された千島列島、および1095年のポーツマス講和条約で戦時割譲された樺太南部について、同法則原則で領有権を主張しないことを明言したのであった。

日ソ中立条約 第1次世界大戦の戦時賠償金の支払いに苦しむドイツは、新たな指導者としてヒットラーを選出した。ヒットラーは、ドイツの版図を拡大すべく先ずポーランドへ侵攻したが、国際聯盟はこれを防止しえず、英国とフランスが融和政策でこれに臨んだため、戦場がヨーロッパ全土に拡大する趨勢となった。ドイツは、日本を取り込んでイタリアと

み) (http://archives.c.fun.ac.jp/hakodateshishi/tsuusetsu_04/shishi_06-01/shishi_06-01-01-04-01.htm) を参照。

²¹ NPO 法人日本サハリン協会 HP (<http://sakhalin-kyoukai.com/history/index.html>) を参照。

²² 北方4島からの引き揚げについては、別海町役場支援「北方四島ポータルサイト」 (<http://4islands.jp/problem/post-3.php>) を参照。

²³ 日本国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦との間の関係を律する基本的法則に関する条約（1925年4月15日）第2条（日本国外務省・ロシア連邦外務省編『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』）。

「三国同盟条約」を締結し、連合国と対峙することになる。ドイツは、1941年6月23日にソ連に対し宣戦布告を行った。

ソ連は、ドイツとの戦争に備え二正面作戦を回避すべく、1941年4月13日、日本との間で中立条約を締結した。この日ソ中立条約はモスクワで締結され、25日に批准された。同条約は、両国が相互に領土の保全および不侵略を約束し（第1条）、締約国の一方が第3国から攻撃された場合、他方の当事国は中立を守ること（第2条）、この条約の有効期間は5年間で、有効期間の1年前に廃棄の通告がなければ5年間自動的に延長されること（第3条）を規定している²⁴。

1945年5月8日にベルリンが陥落してドイツの無条件降伏が決定したこともあり、ソ連は、同年4月に日ソ中立条約の廃棄を日本に通告²⁵した後、8月8日に対日宣戦布告を行った。日ソ中立条約は、1946年4月まで有効期間があり、中立条約廃棄通告は、単に同条約の有効期間終了後に自動延長されないことを意味するにすぎない。しかし8月9日に対日参戦したソ連は、日本がポツダム宣言を受諾した後も攻撃を続け、同8月28日から9月5日までの間に、北方四島を含む千島列島を不法に占拠した。

ソ連は、中立条約の廃棄を日本に通告した理由として①1945年7月2日付の英米中3か国の要求²⁶が拒否されたこと、②日本が拒否したので日本がソ連に要請した調停提案は根拠を失ったこと、および③連合国から戦争終結の時間を短縮し、犠牲者指数を減縮し、全世界に平和を確立するために対日戦争に参戦するよう申し出があったことの3点を挙げている。この通告により、ソ連はポツダム宣言に加入することを鮮明にし、中立条約に違反して8月9日から日本国との戦争状態に入ると宣言したのであった。

② 第2次世界大戦中の国際文書

大西洋憲章 米国大統領と英国首相は、対ドイツ戦争が開始されて間もない1941年8月14日、国策の2つの共通原則を明らかにした。すなわち①領土的その他の増大を求めないこと、および②関係国民の自由に表明しない領土の変更を行わないこと²⁷が、両国の共通原則であると確認したのであった。

ソ連は、1941年9月24日になって大西洋憲章に同意することを表明した。ソ連の外交政策は、主権尊重の原則、民族自決の原則を指針としてきたし、国家政策の全体を通して

²⁴ 日本国ソヴェト連邦間中立条約（1941年4月13日署名、4月25日批准）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

²⁵ 外務省 HP 北方領土（第2次世界大戦と領土問題の発生）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo_keii.html）参照。

²⁶ いわゆる1945年7月26日付のポツダム宣言のことである。

²⁷ 英米共同宣言（大西洋憲章）（1941年8月14日）の第1項は「両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。」、第2項は「両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。」と規定されている。『領土問題共同作成資料集』前掲書。

国家の主権と平等の承認を基礎とする原則に立脚してきたというのである²⁸。大西洋憲章の原則をソ連が外交政策の原則としているのであれば、第2次世界大戦の講和の商議の場であるサンフランシスコ会議で、ソ連が日本固有の北方4島²⁹を自国領土と規定すべきと主張したことは、この原則に反していることになる。

カイロ宣言 日本は、日中戦争が膠着状態となった頃の1941年12月8日、石油資源の確保とアジア諸国を植民地支配から解放するために大東亜共栄圏構想を打ち出し、植民地宗主国の英国、米国、オランダと戦争状態に入ることを選択した。アジア戦線は、当初日本が優勢であったが、次第に米国を中心とする連合国の反撃が功を奏し始めた1943年11月27日、米国のルーズベルト、英国のチャーチル、中華民国³⁰の蒋介石は、対日戦争の将来の軍事行動を協定したカイロ宣言を発出した。

同宣言の中で米英中の三同盟国は①自国のために何らの利得を要求するのではないこと、②領土拡張の何等の念をも有していないこと、③日本が第1次世界大戦以降に奪取または占領した太平洋における一切の島嶼を剥奪すること、④日本が中国人から奪った満州、台湾及び澎湖島の地域を中華民国に返還すること、⑤日本が暴力と貪欲で略取した一切の地域から駆逐されること、および⑥朝鮮に自由独立をもたらすこと³¹を高らかに宣言したのであった。

北方領土の領有権を考察するに際して、カイロ宣言はきわめて重要な宣言である。まず第1にカイロ宣言は、後述するポツダム宣言で遵守されると規定されていること、第2に、後述するように、対日平和条約の第2条（領土条項）に反映されていること、および第3に連合国は領土を拡大しない義務を負うことになった点である。

ソ連は、カイロ宣言の当事国ではないが、前述したように大西洋憲章に同意したことから、ポツダム宣言の当事国となった。ポツダム宣言は、後述するように第8項³²でカイロ宣言が履行されることを規定しているため、ソ連は、カイロ宣言に間接的に拘束されることになる。したがって、連合国の一員となったソ連は、連合国による戦後処理にあたっては、日本固有の領土である北方四島を戦時割譲できず、自国の領土を拡大できないことを

²⁸ ロンドン同盟国会議における大西洋憲章への参加に関するソ連邦政府宣言（1941年9月24日）『領土問題共同作成資料集』前掲書。

²⁹ 北方四島はいまだかつて一度も外国の領土となったことがない我が国の領土を意味する。外務省北方領土に関するQ&A（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/mondai_qa.html#q2）参照。

³⁰ 当時の中国では清朝の承継国である中華民国の国民党と共産党の毛沢東が抗争中であったが、清朝の承継国である中華民国が中国を代表していた。共産党が政権を奪取して中華人民共和国を樹立したのは1949年10月1日のことであったが、当時の日本は、同国を承認していなかったため、対日平和条約は中華民国と締結している。

³¹ カイロ宣言（1943年11月27日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

³² ポツダム宣言（1945年7月26日）第8項は、「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」と規定する。『領土問題共同作成資料集』前掲書。

理解していたはずである。ソ連が北方領土の領有を正当化するためには、戦時割譲ではなく別の事由³³を根拠とすべきであろう。

ヤルタ協定 ドイツの敗北が決定的になった 1945 年の 2 月 11 日、チャーチル、ルーズベルト、スターリンはクリミヤ半島のヤルタで会談し、ドイツが降伏した後のヨーロッパの戦後処理の問題を検討した。また、ドイツとの戦争が終結した後、ソ連が連合国として日本との戦争に参加するための条件について意見交換を行った。前者について、スターリンは、ドイツ領土の二分割と米英両国の「ソ連圏」の承認を得た。いわゆるヤルタ体制の構築と冷戦構造の確認であった。

後者の対日戦争への参加については、ヨーロッパにおける戦争が終結した後 2 か月または 3 か月でソ連が対日戦争に協力した場合の条件を協定した。これがいわゆるヤルタ協定で、ソ連が対日戦争に参加し勝利した暁に、米国と英国がソ連に約束した戦後処理であった。ヤルタ協定でソ連に示した条件は、①外蒙古の現状が維持されること（第 1 項）、②日露戦争で侵害されたロシアの旧権利が回復されること（第 2 項）、③千島列島がソ連に引き渡されること（第 3 項）であり、英・米・ソの首脳は、日本敗北後にソ連の要求を確実に満たすことを合意した³⁴。

北方領土との関連で注目すべきは、ヤルタ協定の①第 2 項「1904 年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること」の(a)で、樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島がソ連邦に返還されること（shall be returned）と規定していること、および②第 3 項で、千島列島がソ連邦に引き渡されること（shall be handed over）と規定していることである。

すなわち、ヤルタ協定第 2 項(a)で南樺太は「返還されること」となっているのに対し、第 3 項で千島列島は「引き渡されること」となっていることである。これは、南樺太と千島列島の歴史的経緯と法的地位が異なっていること、すなわち、南樺太は、日本がポーツマス講和条約で戦時割譲した領域であるため「返還」されるとし、日本が平時割譲した千島列島については、一時ソ連領だったことがあるためソ連に「引き渡される」と規定したと言えよう。

ソ連は、北方領土の領有権主張の根拠としてヤルタ協定に依拠してきた。しかしヤルタ協定について、その後米政府は、「単にその当事国の当時の首脳が共通の目標を陳述した文書に過ぎないものと認め、その当事国によるなんらの最終決定をなすものでなく、また領土移転のいかなる法的効果を持つものではないと認めるものである。³⁵」として、明確にヤルタ協定の法的効果を否定していることは重要である。ソ連が領有根拠とするヤルタ協定は、当

³³ ソ連の高名な国際法学者トゥンキンは、「強奪された関係諸国への返還の枠を越えた場合」であって、侵略戦争を開始するという国際不法行為を行った日本に対する制裁として、強制的に日本から分離したものと説明する。拙稿「千島列島と全千島列島」、『島嶼研究ジャーナル』第 5 巻 1 号を参照。

³⁴ ヤルタ協定（1945 年 2 月 11 日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

³⁵ 外務省「日ソ交渉に対する米国覚書」、『われらの北方領土（2017 年版/資料編）』、22 頁。

事者の米国により領土の最終決定ではないと明確に否定したのである。

ポツダム宣言 スターリンはヤルタ会談時の約束を守って、連合国の対日戦争に参加した。ドイツが降伏して約3か月経過した8月8日、モロトフは、ソ連が7月26日の連合国共同宣言に参加すること、および、翌8月9日より日本との交戦状態に入ることを記載した宣戦通告文を佐藤大使に手交した。しかしこの公電は、遂に到着しなかった³⁶。これとは別に、駐日ソ連大使マリクは、8月9日に東郷外務大臣に面会を求め、8月10日に同文の宣戦通告を行った³⁷。この8月10日は、8月6日の広島に続いて7日に長崎に核兵器が投下された3日後のことであった。

「7月26日の連合国共同宣言」は、前述したように、米、英、中の首脳が日本に対し戦争を終結させる機会を与えるために、ポツダムにおいて宣言したもので、ポツダム宣言とも呼ばれている。日本は、ソ連軍による満州、南樺太方面の軍事行動の開始間もない8月14日、スイスおよびスウェーデン政府を通じて米国、英国、ソ連、中国に対してポツダム宣言の受諾を通告した³⁸。同通告により、対日戦争は翌日の8月15日に戦闘が停止されて休戦となり、日本は、1945年9月2日に降伏文書に調印し、連合国軍の占領下に置かれることとなった。

ポツダム宣言は全12項から成っており、第7項は、戦後の新秩序を建設するという基本目的の達成を確保するために日本を占領すること、そして第8項は、「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行サレルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と規定されていた³⁹。同宣言は、日本はもとより米、英、中そしてソ連をも拘束する国際的文書である。

日本が受諾したポツダム宣言の第8項は、カイロ宣言の条項は履行されなければならないと規定し、同時に、日本国の主権は本州、北海道、九州、四国および連合国が決定する諸小島に限られると規定する。しかし、前述したようにカイロ宣言は、第1次世界大戦で獲得した太平洋諸島、満州、台湾と澎湖島、朝鮮、および、これに加えて「暴力および貪欲により日本国が略取した」他のすべての地域から追い出さなければならないと規定している。

これらの地域のうち、千島列島は、前述した樺太千島交換条約によって平時割譲した日本の島嶼領土であり、歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島についても、日本が「暴力および貪欲により」奪取した領域ではないことに注意が必要である。戦時割譲による領土の移転は、一般に平和条約によって決定される。したがって、ポツダム宣言の第8項は、あくまでも降伏条件を示す宣言であり、領土処理についての法的効果をもたない。

³⁶ 「モロトフより佐藤大使に手交した宣戦通告文」、北方領土問題対策研究会『北方領土問題資料集』、昭和47年、38頁。

³⁷ 「マリク大使より東郷外務大臣に手交した宣戦通告文及び会議録」、同書、38～41頁。

³⁸ ポツダム宣言受諾通告（1945年8月14日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

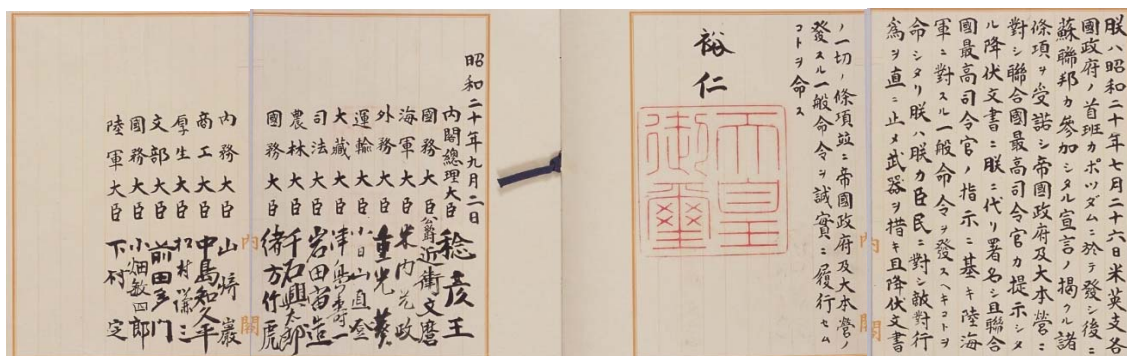
³⁹ ポツダム宣言（1945年7月26日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

ソ連は、領土不拡大原則を謳ったカイロ宣言に拘束されている以上、千島列島を対日平和条約で割譲できず、ポツダム宣言を日本固有の領土である北方四島を領有する国際法上の根拠にすることはできないのである。

③ 第2次世界大戦後の国際文書

降伏文書 日本は、1945年8月14日に米、英、中、ソ各国にポツダム宣言の受諾通告を行い連合国との戦争は停止したことは前述した。同月27日には早くも連合国軍による日本進駐が開始され、連合国軍最高司令官のマッカーサーは30日に厚木飛行場に降り立った。日本と連合国間の実質的な休戦協定である降伏文書⁴⁰は、同年9月2日に東京湾上の米国軍艦ミズーリ号甲板で署名された。昭和天皇は、これに先立ち御前会議を開き、降伏文書の調印に関する詔書を発出した。

降伏文書の調印に関する詔書



国立国会図書館資料 (http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/021/021_0021.html) を筆者加工

日本側は、天皇および日本政府の命に依り且その名において重光葵外相が、また大本營の命に依り、かつその名において梅津美治郎参謀総長が署名を行った。連合国側は、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーのほか、合衆国代表、中華民国代表、イギリス代表、ソ連代表、オーストラリア代表、カナダ代表、フランス代表、オランダ代表、ニュージーランド代表がそれぞれ署名した。

1945年9月2日に双方が降伏文書に署名したことで、①日本軍の無条件降伏、②ポツダム宣言の誠実な履行、③日本の国家統治の権限が連合国最高司令官の制限の下に置かれる事等が正式に合意された。降伏文書の一部は、以下の通りであった⁴¹。

下名ハ茲ニ日本帝国大本營ガ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本国軍隊及日本国ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ指揮官ニ対シ自身及其ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ガ無条件ニ降伏スベキ旨ノ命令ヲ直ニ発スルコトヲ命ズ。・・・

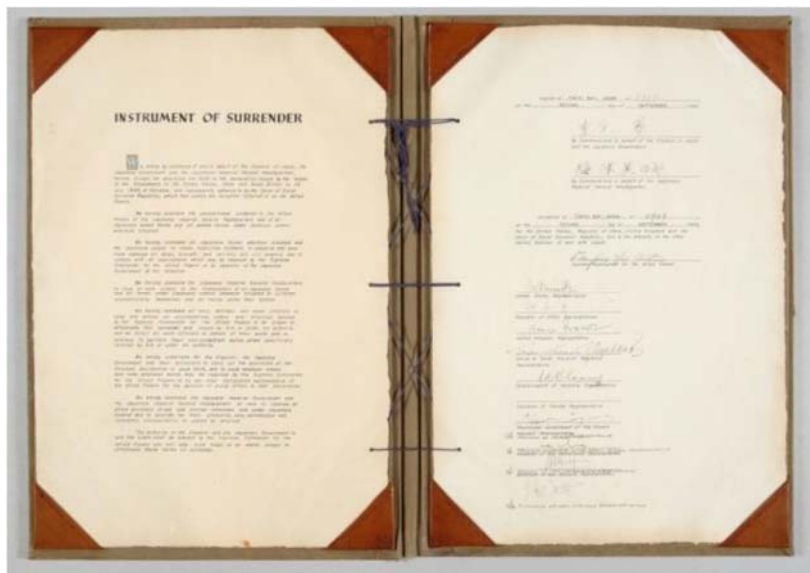
⁴⁰ 降伏文書（1945年9月2日）の本文は、国立国会図書館 HP (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j05.html>) を参照。

⁴¹ 同上。

下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スルヲ為聯合國最高司令官
又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ發シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ル
コトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス。

ここで想起すべきは、降伏文書に関する詔書も降伏文書も共にポツダム宣言への言及があり、降伏文書においては、明確にポツダム宣言の条項を誠実に履行することが連合国との間に合意されていることである。日本は、ポツダム宣言の各条項を受諾することを条件に連合国に降伏したのであり、連合国であった米国はもとよりソ連は、ポツダム宣言を誠実に履行する義務を負っているのである。換言すると、ポツダム宣言にはカイロ宣言が履行されるとする条項があるので、対日平和条約は、連合国の領土を拡大する規定を設けることができないといえよう。

降伏文書



外交史料館 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_002192.html)

一般命令第一号 降伏文書の調印後、連合国が最初に日本に手交した命令は、日本の陸海軍に対する命令第一号（一般命令第一号）で、占領政策を遂行する上で必要な、日本軍の戦闘停止と武装解除の手続き、軍事施設、捕虜や抑留者に関する情報提供、外地に在る日本軍の降伏相手先など、軍事事項の細目等が規定されていた。

一般命令第一号の作成にあたり、トルーマン米大統領は、日本がポツダム宣言を受諾した翌日の8月15日、草案をソ連のスターリン首相に送付した。同草案で満州、北緯38度以北の朝鮮と樺太に在る日本軍は、極東ソ連軍総司令官に降伏すると規定されていた⁴²が、千島列島に在る日本軍の降伏先はこれに含まれていなかった。翌日スターリンは、トルーマンに対し同草案を次のように修正するように提案した。すなわち、①日本軍がソ連

⁴² Harry S. Truman, *Memories by Harry S. Truman – Year of decisions –*, Garden city, 1955, p.440.

軍に降伏すべき地域の中に、クリミヤにおける3国の決定⁴³に基づいてソ連の所領となるべき全千島列島を含めること、および②日本軍がソ連軍に降伏すべき地域の中に北海道を加えることであった。

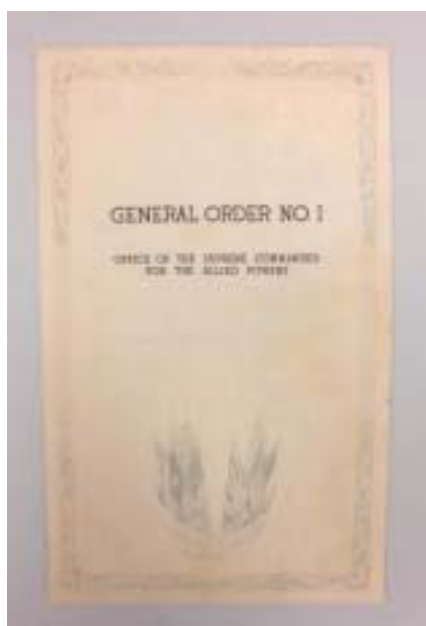
スターリンが修正を提案した北海道の南北の境界線は、東側は釧路、西側は留萌に到る線となり、釧路と留萌の両市は北半分に属する⁴⁴というものであった。因みに、スターリンは、同提案の中で、ヤルタで合意されている「千島列島」を「全千島列島」と表現している⁴⁵。トルーマンは、8月18日に返答し「全千島列島」を極東ソ連軍総司令官への降伏地域に加えるよう求めたスターリンの修正要求には同意したが、北海道の半分の降伏地域に含めることは同意しなかった。

降伏文書の調印式までのトルーマンとスターリンとの遣り取りを経て、9月2日に発出された全13項目からなる一般命令第一号⁴⁶の第1項(ロ)には、日本軍の降伏先として「全千島列島」ではなく「千島列島」が次のように追加されていた。

満州、北緯三十八度以北の朝鮮、樺太及千島諸島に在る日本国の先任指揮官並に一切の陸上、海上、航空及補助部隊は「ソヴィエト」極東軍最高司令官に降伏すべし

因みに、朝鮮半島は北緯38度線で分断されて今日に至っているが、北緯38度線は、このとき日本軍の武装解範囲を示すために、米軍が暫定的に引いた線であった。

一般命令第一号



外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_002192.html)

⁴³ ヤルタ協定のことである。

⁴⁴ *H, Truman, op.cit.,.*

⁴⁵ *Ibid., p.441.*

⁴⁶ 外務省 HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000097066.pdf>).

ソ連軍は、トルーマンのスターリンへの回答と相前後して、8月18日未明に千島列島の最北端にあるシュムシュ島に駐屯する日本軍守備隊に攻撃を開始⁴⁷したが、日本軍第91師団により撃退させられたことは前述した。しかし、日本陸軍大本営の命令により、8月23日に前線の司令官の間で停戦協定が調印された。その後、千島列島を南下しながら武装解除をしていったソ連軍は、ウルップ島の武装解除を済ませると北上していった⁴⁸。

ソ連軍による武装解除は、南下しながら最終的に北方四島を含む「全千島列島」および歯舞群島と色丹島にまで及んだ。しかしソ連軍は、ウルップ島までの武装解除後、目と鼻の先にある国後島や択捉島の武装解除をせずに北上していったのは興味深い。サハリンの「勝利記念博物館⁴⁹」には、ソ連軍による満州や千島列島の占守島千島列島における侵攻作戦がパネルで展示されており、やはり北方四島の武装解除は別部隊が行っている。この事実は、千島列島と北方四島の法的地位の違いを意識していたと思われる。

対日平和条約 戦争は、一般に、宣戦布告のような一方的意思により開始されるが、終了するためには、当事者間の合意によることが原則で、武力衝突が終了した場合、明示的な合意の典型的な形式は、平和条約の締結である。平和条約は、一般の条約と異なって強制による条約の性質を帯び、事実上は戦勝国の一方的条件を承認する場合が多く、領土と賠償に関する規定、新たな通商条約締結までの間の国民間の交通関係を規律する特別規定、私有財産問題との関連での国民間の戦前の契約関係などが規定されるのが一般的である。

因みに軍事占領は、戦争状態時における一時的な現象と見做され、平和条約中で戦時割譲を明記しない限り、国際法上、その占領地の領土権の変更は認められない。

降伏文書の調印後6年も経過した1951年7月20日、米英両国は、対日戦争で宣戦布告した52か国に招請状を送付し⁵⁰、9月4日からサンフランシスコで講和の商議を行うこと、対日平和条約に調印する機会とすることを通知した。因みにインド、ビルマ、ユーゴスラビアは招請に応じず⁵¹、講話会議に参加しなかった。また、北京政府・台湾政府・北朝鮮・韓国およびモンゴル人民共和国は招請されなかった。

⁴⁷ 占守島における戦いについては、小松啓一郎「占守島の戦闘—第2次世界大戦後の新たな戦争—」、『島嶼研究ジャーナル』第6巻2号（2017年3月）、および井潤裕「占守島・1945年8月」、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター編『境界研究』No.2（2011年）を参照。

⁴⁸ 水津満『北方領土奪還への道』、日本工業新聞社、昭和54年、83頁。

⁴⁹ 名称は Pobeda Museum and Memorial Complex で、第2次世界大戦中にサハリン州における戦闘（占守島の戦闘および北緯50度国境での戦闘）の等身大ジオラマ等が展示されている。

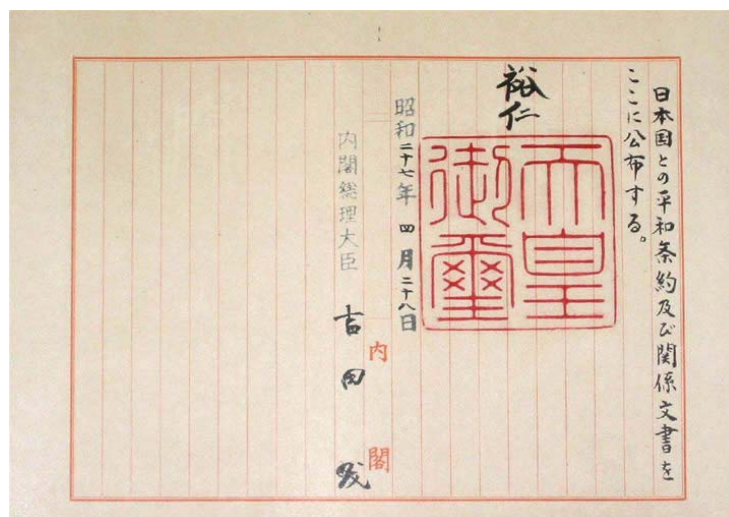
⁵⁰ 「1951年7月11日、米国政府より平和会議出席の確約を求められた日本は、13日、応諾の旨を通報しました。これにより20日、平和会議への招請状が日本に届けられ、日本は欣然出席することを24日米国側へ回答しました。ダレス米国務長官顧問は吉田茂総理自身の会議出席を強く要望し、その旨を繰り返し吉田総理に伝えました。」（外務省 HP：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/bunsho/h20.html>)

⁵¹ これらの3か国の会議への不参加理由は、講和後における外国軍隊の駐兵を予見するような平和条約

対日平和条約は、講話の商議後の同年9月8日に調印されたが、対日戦争に参加した全部の連合国と一度に講和する全面講和とはならなかった。ソ連、チェコスロバキア、ポーランドはこれに署名をしなかったため、参加した49か国との間で個々に講和条約を締結する単独講和となった。対日平和条約は、翌年4月28日に発効した。

対日平和条約



外務省外交史料館 (http://www.archives.go.jp/exhibition/permanentpopup/002_01_01.html)

対日平和条約は、第2章で日本の主権が及ぶ領域の範囲を規定し、同章の第2条C項で、樺太島と千島列島について規定した。すなわち日本国は、「千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。」こととなった。

同条約の草案を審議した講和会議で、ソ連全権グルムイコは、条約草案に対するソ連の考えを述べたが、その中で、ヤルタ協定で米国と英国が、樺太のソ連邦への返還と千島列島の引き渡しに関して約束した義務の由々しき侵犯である⁵²として、第2条C項を「日本国は、樺太の南半分及びこれに近接するすべての諸島並びに千島列島に対するソヴィエト社会主義共和国連邦の完全なる主権を認め、これら地域に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する⁵³。」と修正するよう要求した。

米国代表のダレスは、同会議で「第二条(C)に記載された千島列島と言う地理的名称が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含まないというのが合衆国の見解であります⁵⁴。」と述べているところから、当時のアメリカは、少なくとも歯舞諸島

の規定や賠償問題などに不備があったことである。(同上)

⁵² 「ソ連代表グルムイコの演説(抜粋)」(1951年9月5日)、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

⁵³ 同上。

⁵⁴ 「米国代表ダレスの演説(抜粋)」(1951年9月5日)、『領土問題共同作成資料集』前掲書

を千島列島に含めて考えていないことは明瞭である。

吉田全権は、グロムイコの発言に関して言及し、「千島列島および南樺太の地域は、日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます。日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアもなんら異議を挿さなかつたのであります⁵⁵。」と発言し、会議参加国の注意を喚起した。しかしこの演説は、議事録にそのまま記載されただけで、放棄させられる千島列島の範囲を定義づけることも、解釈的留保を付することもできなかった。ソ連は、前述したように、対日平和条約草案に対して提案した修正が容れられなかつたため、前述のように、対日平和条約への調印を拒否した。

かくして日本は、対日平和条約で千島列島について定義や留保が付されることなく、また放棄先が明示されることなく放棄させられた。条約中の文言で一般に使用されている意味と違って用いられるような場合には、誤った解釈がなされるのを避けるためにも、その用語に対して特に定義もしくは留保を付しておくことが望ましい。しかし、定義が付されていないからといって、必ずしも一般に使用されている地理的名称の意味に解釈しなければならないわけではない。その用語が、従来、国際的文書の中で一貫して同じ意味で使用されていれば、それと同じ意味に解釈するほうがむしろ自然である。

対日平和条約には、日本はもちろん署名した連合国も拘束されるが、調印しなかつたソ連は拘束されない。しかし対日平和条約で日本が放棄した南樺太および千島列島に関して、条約の当事国でないからと言って、ソ連との関係では日本領のまままでとどまっていると主張することはできない⁵⁶。日本は、北方四島以外の領土の帰属についてソ連に何も言う立場になく、ソ連もまた対日平和条約を根拠に北方四島の領有権を主張できないのである。

日ソ共同宣言 ソ連は、対日平和条約に調印しなかつたため、日本とは国際法上の戦争状態にあり、戦時国際法が適用される関係にあった。戦争開始の効果は、両当事者が平時国際法の拘束から離れ、戦時国際法の許容する範囲内で、各々敵国を屈服するために必要と思われる手段を自由に行使しうることをうる状態になることである。また、交戦国の一方が降伏してから講和が成立するまで長期間を要する場合には、国際法上の戦争状態から生じる不都合を排除するため、暫定措置として戦争終結宣言の形式をとることがある。

ソ連は、日本における外交関係の再開を希望し、日本は、シベリア等に抑留された日本軍捕虜の早期帰還が喫緊の課題であった。日ソ両国は、平和条約の締結という利害が一致したことから、1955年6月から日ソ国交正常化交渉が行われた。しかし領土問題の交渉は難航し、ソ連は色丹島と歯舞諸島の返還の意向を示したが、日本は北方四島の返還を譲らず、交渉は中断された。その後、7月から第2次交渉が行われたが、やはり領土問題の取り扱いで

⁵⁵ サン・フランシスコ会議議事録、外務省、昭和26年9月、302頁、および「日本代表吉田首相の演説（抜粋）」（1951年9月7日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書参照。

⁵⁶ 高野雄一「北方領土の法理」、『国際法外交雑誌』前掲書、232頁。

交渉は再度行き詰まった。日ソ交渉を見守っていた米国政府は、7月7日に覚書⁵⁷を発表して日本の立場を指示した。

択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、且つ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に達した。

日本は、領土問題に関するソ連との意見の不一致がどうしても解消できないことに鑑み、戦争抑留者の人道上の問題を解決するため、戦争状態を早期に終了することを望んだ。ソ連もこれに同意し、両国は、平和条約を締結することなく日ソ関係の正常化に向けての交渉を再開することにした。同年9月29日の「松本・グロムイコ書簡⁵⁸」および「グロムイコ・松本書簡⁵⁹」により、領土問題を含む平和条約については、両国間の正常な外交関係が再開された後に継続することが合意され、国交回復交渉が再開されたのであった。

日ソ両国は、1956年10月19日に日ソ共同宣言に署名し、同宣言は12月12日に発効した。同宣言は、領土問題について第9項⁶⁰で次のように規定した。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

その後ソ連は、1960年1月27日、に平和条約締結後の歯舞諸島と色丹島の引き渡しについて、日米安全保障条約が改定されたことを理由に、在日米軍の撤退を条件としてきた⁶¹。

日ソ共同宣言は、戦争を終結させる効果はあるが、平和条約に代わるものではない。日露両国は、いずれも平和条約を締結しなければならないのである。（以下次号）

（この論説は、笹川平和財団海洋政策研究所島嶼資料センター編『島嶼研究ジャーナル』第8巻1号（2018年9月30日）に掲載されたものである。）

⁵⁷ 外務省『われらの北方領土』前掲書、23頁。

⁵⁸ 「松本日本国全権委員からグロムイコ・ソヴィエト連邦第一外務次官にあてた書簡」1956年9月29日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

⁵⁹ 「グロムイコ・ソヴィエト連邦第一外務次官から松本日本国全権委員にあてた書簡」（1956年9月29日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

⁶⁰ 「日本国とソヴィエト社会主義連邦との共同宣言」（抜粋）（1956年10月10日署名、同年12月12日批准書交換）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。

⁶¹ ソ連政府の日本政府に対する覚書（抜粋）（1960年1月27日）、『領土問題共同作成資料集』前掲書。